



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

微妙な変化を加える

日本のプロ野球では10月26日より日本シリーズが始まり、いよいよ野球シーズンもラストにきております。一方日本シリーズに進出できなかったチームは、来シーズンに向け既に動き始めていますが、成績が芳しくなかった選手やチームの監督の中にはクビを宣告されるなど、プロスポーツの厳しさ、非情さを目の当たります。実際、来期は12球団中5球団の監督が変わり、寂しさもある反面、それにより低迷していたチームが良化することを期待してワクワクする、野球ファンにとってはいろんな思いが交錯する時期でもあるのかなと思います。

そんな中、阪神タイガースはここ2年、日本一、2位と好成績で推移していたのにも関わらず、体調面の問題により岡田監督が退任し、藤川球児監督が就任致しました。藤川監督の略歴をご紹介しますと、1980年7月高知県生まれで現在44歳。高知商業高校では2年時に甲子園に出場し、更には高校日本代表に選ばれるなど能力が認められ、1998年のドラフト会議では阪神から1位指名を受け、投手として入団しました。しかしプロ入り後は期待とは裏腹に思うように結果を残せず、5年目のオフには戦力外通告を受ける直前の状態に。そこで6年目は退路を断つ覚悟でフォームを改造し、それが功を奏して後半から戦力として1軍に定着。7年目の2005年は開幕から勝ちゲームの7回を任されるようになり、それが大当たり。並み居る強打者から三振の山を築き、阪神タイガースのリーグ優勝に大きく貢献。その翌年より最終回を任されるようになり、絶対的守護神として長く活躍。2020年に引退するまでに782試合に登板（歴代9位）、60勝38敗243セーブ（歴代5位タイ）163ホールド（歴代7位タイ）という華々しい成績を残しました。

藤川投手の最大の武器は、来ると分かっているでも打てないストレート。その圧倒的な力は「火の玉ストレート」と形容されたほどでした。それ

だけを見ると正に剛腕という感じでしたが、実際に対戦したとある強打者の印象はというと、何と「上手い投手」という意外なものでした。どこが上手かったのかというと、同じようにストレートを投げているようでも投げるタイミングや角度、ボールにかける回転量を微妙に変えたり、試合状況、相手の力量を見極めた上で、一番仕留められる確率が高いボールを絶妙に選んでみたりしていたとのことでした。藤川氏は引退後野球評論家となりましたが、選手の力量、心理状況、試合展開を読んだ上での配球分析がズバズバ当たり、更に解説も分かりやすいことから、野球ファンからは「神解説」と称されたことで、実は「上手い投手」であったことに納得がきました。やはりどんなに速く素晴らしいストレートを投げられるとしても、それだけでは打たれるのがプロ野球の世界です。藤川氏はプロで中々芽が出なかった時期が長かっただけに、打たれないための試行錯誤を繰り返し、球種をいたずらに増やすことなくこのような細かい技術を身に付けたのかなと思います。

このような話は銘菓と呼ばれるものでもよくあることの様です。銘菓には「創業〇〇年、変わらぬ美味しさをお客様に」なんてキャッチコピーをよく目にしますが、実は味を定期的に微妙に変えているそうです、食べた人が気付かない程度に…これも全く同じ味で提供してしまうと飽きてしまうので、そういう工夫をしているとのこと。

中小零細企業ですと、そんなに品数を増やして勝負することは難しいと思います。しかし少ない品数であったとしても、微妙な変化を加えることによって実はバリエーションが何倍にも増えます。業績が上がらないとついつい手を広げてやろうと思いがちですが、その前に既存の商品に微妙な変化を加えてみてはいかがでしょうか？



今月対応が必要な事項をリマインドします

- 1 3月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**11月末までに中間納税**をしなければなりません。
- 2 個人事業主のうち前期一定金額以上の所得があった場合、**11月末月末までに申告所得税の予定納税**をしなければなりません。
- 3 個人事業主のうち事業税の対象業種で前期一定金額以上の所得があった場合、**11月末までに個人事業税の納税**をしなければなりません。

- 4 事業者のうち本年**1/1時点**で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**11月末までに償却資産税の第3期分の納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思っておりますので、**12/2(月)**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

- 5 年末調整の書類を**11月中旬頃に皆様の事務所にお送り致します。**

→役員及び従業員（パート、アルバイトを含む）の皆さまに必要な事項をご記入、必要書類を添付頂いた上で**12/10(火)**までに弊所までご返送下さい。左記期日までにご返送頂きましたお客様に対しましては、年末調整料金を5千円（消費税抜き）割引させていただきます。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

①10月から弥生会計の「記帳代行用ツール」サービスを開始致しました。

こちらのサービスは**仕訳入力に必要なデータの取得や情報の共有を行えるようになるためのツール**です。これにより「記帳代行用ツール」に登録をした金融機関・クレジットカード・電子マネーの明細・タブレットPOSレジ等の売上データなどは会計事務所の**会計ソフトと自動的に連携**されます。つまり記帳を当事務所にご依頼されているお客様が、従来は郵送又はメールで当事務所にお送り頂いていた仕訳日記帳、通帳コピー及びクレジットカードの明細などの書類の取りまとめや送付が基本不要となります。

料金はシステム利用料として月1,000円（消費税別）頂戴いたしますが、先着20件に限り1年間無料とさせていただきます。

導入、又はサービス内容のご確認をご希望のお客様は、当事務所までご連絡下さい。

②弥生会計より新サービス「請求書カード払い」がリリースされました。

こちらのサービスを利用すると、取引先から受けとった請求書をカード（クレジットカード・デビット）で支払えます。これにより支払いを最大60日間後ろ倒しにすることが出来ますので、借入無しで資金繰りを改善することが可能です。サービス申込は以下より

弥生請求書カード払い申込

<https://www.yayoi-kk.co.jp/lp/invoicecard>



ふるさと納税

今年も年末が迫ってきました。今回は2024年10月より細かな改正があったふるさと納税についてご説明をしていきます。

ふるさと納税とは

ふるさと納税は、地域振興を目的とした制度で、納税者が自分の応援したい自治体に寄付をすることで、その寄付金額のうち2,000円を超える金額について、一定の上限（※1）まで所得税や住民税から控除される制度です。実質的な負担は2,000円で、希望すれば寄付金額の3割以内に相当する特産品などの返礼品をもらえて、さらに節税ができることで人気を集めています。

今年の寄付金控除が利用できる期限は、今年の12月31日までに申込と入金が必要です。

ふるさと納税をすると確定申告またはワンストップ特例（※2）が必要です。

※1 一定の上限

①か②のいずれか小さい金額。

①総所得金額×40%（総所得には不動産の売買や株式の配当所得も含まれます。）

②住民税所得割額×20%

※2 ワンストップ特例

確定申告をしなくても、寄付した自治体に申請書を送るだけで、住民税の税額控除が受けられる仕組みです。

下記①②の条件を満たす必要があります。

なお、申請書の提出期限は翌年1月10日必着です。

①ふるさと納税以外に確定申告が不要な給与所得者 ②寄付をした自治体が5か所以内の方

留意点

ふるさと納税で多額の寄付した場合には注意が必要です。

返礼品は所得税法上一時所得に該当し税金が発生する場合があります、（寄付額×30%－特別控除額50万円）×1/2より算出します。

算式より、50万円以上…課税の対象になり確定申告が必要な場合があります。

50万円以下…課税の対象とはなりません。よって確定申告不要です。

寄付金額が約166万円（50万円÷30%）が一つの目安です。

2024年10月からの変更点

宿泊施設の利用券を返礼品にする場合の取扱い

1人1泊5万円を超える場合、原則同一県内で展開している宿泊施設に限るよう見直しがされます。

去年の10月に返礼品を寄付先の自治体に縁がある「都道府県内産」に限定するといった改正が行われましたので宿泊施設も同じ考え方を適用したといえるでしょう。

まとめ

ふるさと納税は、節税ツールとして利用できますが、支出を減らすためのものではありません。しかし、寄付金によっては2,000円で購入できないような返礼品が沢山あります。昨今物価高の影響を受けながらも、ふるさと納税は地域振興と生活費の節約を両立できる有効な手段として注目されています。特産品を通じて地域を支援しつつ、自分自身の生活も豊かにするこの制度を上手に利用することが重要になってくるでしょう。ご不明点は当事務所までご相談ください。



①「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されます

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、「①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化」と「②フリーランスの方の就業環境の整備を図ること」を目的としています。

これにより今後フリーランスへ業務を委託する場合、発注事業者に以下の事項等（一部抜粋）が義務付けられます。

- ・ 書面等により、直ちに、規定されている取引条件を明示すること
- ・ 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
- ・ フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、「受領拒否」「報酬の減額」「返品」「買ったたき」「購入・利用強制」「不当な経済上の利益の提供要請」「不当な給付内容の変更・やり直し」の行為をしてはならないこと
- ・ 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと、及び予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

上記に違反した場合は、50万円以下の罰金に処されることがあります。

フリーランス新法の説明は紙幅の関係上、かなり簡略した内容になっております。しかしながら記載の通り、日常的にフリーランスに対し業務委託をする事業者は、しっかりと対応していかなければなりませんので、下記にて詳細をご確認下さい。



PDF

逆にご自身がフリーランスの立場で上記の様な行為を発注事業者より受けた場合は、「フリーランス・トラブル110番」にご相談下さい。



HP



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

